

賃金の最低額の定めに関する労使間協定、申し合わせ等に関する再確認

標記の件、企業内最低賃金(輸送)の時間額が 984 円となっていた当該労組へ再度確認し、埼玉県内の基幹的労働者に関しては、高校卒(技能)初任給が最低賃金となることを確認できましたので、下記の通り結果を報告し、金額の改正をする。

— 記 —

- 初任給(高校卒)月額金額 169,100 円
- 年間所定内労働時間 1,952 時間
- 1日の所定労働時間 8 時間
- 時間額 1,040 円(小銭点切り上げ)

※当該労組の企業内最低賃金は、埼玉県外の事業所も含めた協定としているが、埼玉県内事業所の基幹的労働者の月次給は、高校卒初任給以上が適用されることを確認した。

※協定書写し(別紙)

【経過報告】

今まで提出していた覚書は、春闘の要求に対する回答書の位置づけであり、実際の最低賃金にあたる各初任給については、別に協定を締結していた。

覚書に記載されている賃金で雇用されている労働者は存在せず、全事業所の初任給最低額はいずれも覚書以上の金額で締結されている。

覚書に示される金額が適用される事業所が過去存在していたが、現在は事業再編等により現在は無くなっている。しかしながら、過去からの春闘要求の経過により覚書の内容について見直しがされず現在も残っているのが実態である。

上記のことから、別紙の協定書に記載される高校卒(専門・間接)初任給が当該企業の埼玉県内の基幹的労働者に適用される企業内最低賃金となる。

※【最低賃金の適用される労働者の範囲】

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます(パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。)

特定最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます(18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません。)

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- (2) 試の使用期間中の方
- (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- (4) 軽易な業務に従事する方
- (5) 断続的労働に従事する方

なお、最低賃金の減額の特例許可を受けようとする使用者は、最低賃金の減額の特例許可申請書(所定様式)2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

以上

賃 金 規 則

第 1 章 総 則

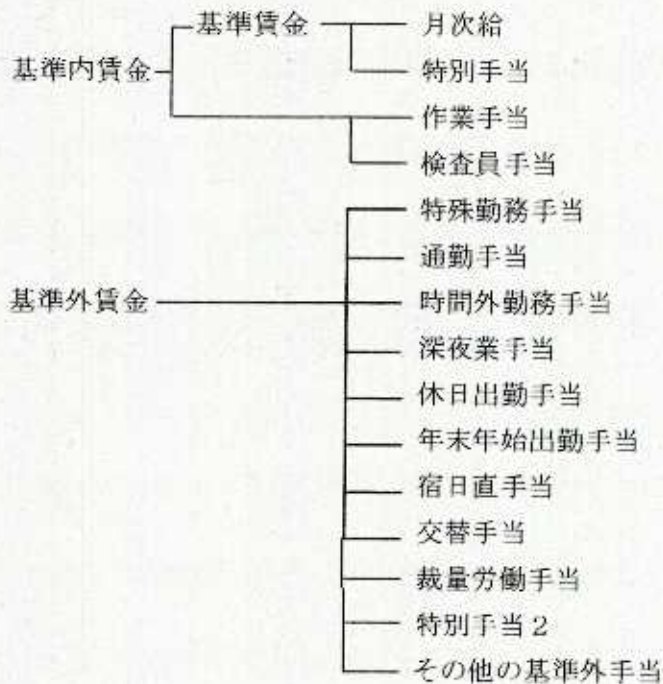
第 1 条 (目 的)

この規則は、「就業規則」第40条に基づく賃金に関して定めることを目的とする。

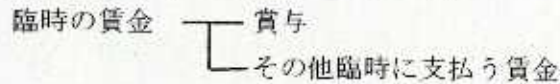
第 2 条 (賃 金)

① この規則で定める賃金の種類はつぎのとおりとする。

1. 従業員に対して定期的に支払う賃金は、つぎのとおりとする。



2. 臨時に支払う賃金は、つぎのとおりとする。



3. その他の賃金

退職金、その他の賃金

② 前①項第1号の賃金のうち、月次給、作業手当、検査員手当、交替手当および裁量労働手当の合計を時間外基礎額とする。

